

三条市分別収集計画

(第 10 期計画)

令和 4 年 6 月

三 条 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5

三条市分別収集計画

1 計画策定の意義

少子高齢化、人口減少社会がもたらす様々な課題が山積する中、本市では、平成27年3月に「第2次三条市環境基本計画」を策定し、目指す環境像「つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう」の実現に向けて、必要な環境面の取組を推進しているところである。持続可能なまちとして在り続けるためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、地球温暖化防止のため温室効果ガスの発生抑制に努めながら、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会の形成
- (2) すべての関係者が一体となった環境負荷の低減
- (3) 主に家庭ごみを対象とした分別による資源化の徹底

3 計画期間

本計画は、令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～9年度）とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙パック（飲料用紙製容器）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	1,653 t	1,640 t	1,627 t	1,614 t	1,600 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、次の施策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、関係団体及び行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力を図り、進めていく。

（1）啓発活動の推進

市民や事業者にごみの排出者としての自覚を認識してもらい、3R推進の意義や適切なごみの分別と排出方法の理解を深めて実践につなげていけるよう、あらゆる機会を活用して情報発信を行う。（ごみカレンダー、家庭ごみの分け方・出し方パンフレット、ごみ辞典、広報誌、FM放送、ホームページ等の広報活動や清掃センターの施設見学、環境啓発施設かんきょう庵等の環境イベントなど）

（2）環境教育の充実

環境啓発施設かんきょう庵のほか、エコクラス認定制度や体験型環境教育などの場において、3R推進の意義と効果などを学ぶ教育啓発活動を積極的に行う。

（3）公共施設等での拠点回収の促進

家庭ごみの分け方・出し方パンフレット等による情報提供を行い、ステーションでの定期収集に加えて、公共施設等及びスーパー等店頭での資源物の拠点回収を促進する。

（4）ごみの発生抑制等の協力要請

市民や事業者に対して、ごみ焼却施設への空缶、ガラスびん、紙パック、段ボール、ペットボトルの搬入を規制し、定期収集及び拠点回収の活用や回収業者の紹介などにより、容器包装廃棄物の発生抑制、資源物分別によるリサイクルへの協力要請を行う。

（5）マイバック運動・レジ袋対策

新潟県レジ袋削減県民運動等に連動して、マイバック運動（買い物袋の持参運動）に取り組み、広報等を通じてPRし、レジ袋の減量化を図る。

（6）再生品の利用の促進と普及拡大

再生品（リサイクル品）の需要を拡大し、循環型社会の構築のため、市庁舎内での再生品利用を積極的に行っていくなどリサイクルに率先して取り組むとともに、市民へのPR及び事業者への協力要請（小売店に対する再生品の取扱要請及び強調表示による販売促進等）を実施する。

（7）資源物集団回収への支援

市内の自治会等が実施する集団資源回収活動に対し、資源化ルートの紹介等を

行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空缶
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶系のガラス製容器 — その他の色のガラス製容器 	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、アルコール発酵調味料やしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

【全て独自処理量】

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	108 t	107 t	106 t	105 t	104 t
主としてアルミ製の容器	137 t	136 t	135 t	134 t	133 t
無色のガラス製容器	255 t	253 t	251 t	249 t	246 t
茶色のガラス製容器	153 t	152 t	150 t	149 t	148 t
その他のガラス製容器	101 t	100 t	100 t	99 t	98 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5 t	5 t	5 t	5 t	5 t
主として段ボール製の容器	647 t	642 t	637 t	632 t	627 t

主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	247 t	245 t	243 t	241 t	239 t
合 計	1,653 t	1,640 t	1,627 t	1,614 t	1,600 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、直近実績を勘案し、基本計画を基に次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
94,515人 (対前年度比)	93,717人 (対前年度比)	92,919人 (対前年度比)	92,121人 (対前年度比)	91,323人 (対前年度比)
△0.138%	△0.844%	△0.851%	△0.859%	△0.866%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用し、ステーション方式により実施する。

なお、ペットボトルについては、引き続きスーパー店頭及び公共施設による拠点回収方式を併用する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	空缶	委託業者による定期収集	市及び民間業者
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	ガラスびん		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック		
段ボール	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集並びにスーパー店頭及び公共施設での拠点回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

収集・運搬における分別収集の用に供する施設の計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空缶	透明又は 半透明袋	委託業者に 一任	(選別・保管) ストックヤード (選別・圧縮等) 民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ガラスびん	プラスチック コンテナ		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで縛る		
段ボール	段ボール	ひもで縛る		
ペットボトル	ペットボトル	透明又は 半透明袋		